

青森県東方沖を震源とする地震について（第 14 報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 12/08 23:15 厚生労働省災害情報連絡室設置
- (2) 青森県および岩手県に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した避難所の衛生環境等の把握と対応を依頼（12/9）

2 医療関係

(1) 医療関係全般

- ・ 気象庁より「北海道・三陸沖後発地震注意報」が発表されたことを踏まえ、各都道府県に対し、管内の医療施設等への災害警戒に関する注意喚起を行うとともに、非常用自家発電設備の燃料の確保や連絡体制の構築・確認などの注意喚起を依頼（12/9）
- ・ 全国のDMA Tの隊員に対し、巨大地震発生時においては、DMA Tの派遣に速やかに対応できるよう、自身の所属医療機関における備えに加え、DMA Tの資機材や人員等の準備・確認を依頼（12/9）
- ・ 全国のDPATの隊員に対し、巨大地震発生時においては、DPATの派遣に速やかに対応できるよう、自身の所属医療機関における備えに加え、DPATの資機材や人員等の準備・確認を依頼（12/9）

12月8日 23時22分 青森県 EMIS 警戒モードに変更
23時28分 茨城県 EMIS 警戒モードに変更
⇒12/9 EMIS 警戒モード解除
23時30分 群馬県 EMIS 警戒モードに変更
⇒12/9 EMIS 警戒モード解除
秋田県 EMIS 警戒モードに変更
23時31分 北海道 EMIS 警戒モードに変更
23時32分 埼玉県 EMIS 警戒モードに変更
⇒12/9 EMIS 警戒モード解除
23時36分 岩手県 EMIS 警戒モードに変更
23時38分 福島県 EMIS 警戒モードに変更
23時39分 東京都 EMIS 警戒モードに変更

23時41分 新潟県 EMIS 警戒モードに変更
 23時43分 千葉県 EMIS 警戒モードに変更
 ⇒12/9 EMIS 警戒モード解除
 23時44分 岩手県 EMIS 災害モードに変更
 23時45分 神奈川県 EMIS 警戒モードに変更
 ⇒12/9 EMIS 警戒モード解除
 23時49分 栃木県 EMIS 警戒モードに変更
 ⇒12/9 EMIS 警戒モード解除
 23時59分 青森県 EMIS 災害モードに変更
 12月9日 0時05分 山形県 EMIS 警戒モードに変更
 1時35分 宮城県 EMIS 警戒モードに変更
 9時39分 岩手県 EMIS 警戒モードに変更

(2) 医療施設の被害状況 (12月11日 13時00分時点)

青森県：1 医療機関（病院）で、停電あり。→解消済（12/9）
 1 医療機関（病院）で、断水あり。→解消済（12/9）
 2 医療機関（病院）で、水道管の破損による水漏れ報告あり。
 →解消済（12/9）

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳									
			浸水		停電		断水		医療ガス		その他	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
青森県(合計)	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0
八戸市(はちのへし)	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
むつ市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

(3) DMA Tの活動状況 (12月11日 13時00分時点)

北海道・東北・関東ブロックのDMA Tが自動待機→解除済（12/9）
 青森県：DMA T調整本部設置（12/9）
 青森県内のDMA T 7チームが入院患者の搬送を実施（12/9）
 ⇒撤収済（12/10）

(4) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

医薬品・医療機器の製造販売業者に対し、医療用医薬品・医療機器の製造所に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（12/9）。

医薬品・医療機器の卸売販売業者に対し、適正な流通を阻害することがないように、万全の措置を講ずるよう注意喚起を行うとともに、被害発生時

における報告を要請（12/9）。

各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（12/9）。

現時点で被害報告なし。

（５）DPAT の活動状況

青森県：DPAT 調整本部設置（12月9日）

DPAT 調整本部活動終了（12月10日）

北海道：DPAT 調整本部設置（12月9日）

DPAT 調整本部活動終了（12月10日）

3 社会福祉施設等関係

- ・ 気象庁より「北海道・三陸沖後発地震注意報」が発表されたことを踏まえ、都道府県等に対し、管内の社会福祉施設等への災害警戒に関する注意喚起を行うとともに、非常用自家発電設備の燃料の確保や連絡体制の構築・確認を依頼（12/9）。
- ・ 全国の都道府県災害福祉支援ネットワークに対し、巨大地震が発生して被災都道府県から要請があった場合には DWAT の派遣に協力いただけるよう、連絡体制の確認を依頼（12/9）。

（1）高齢者関係施設の被害状況

・ 青森県の8施設について建物被害あり（12/10）。

・ 青森県八戸市の1施設について、断水あり（12/10）。

市町村名		被災施設数		被災状況別内訳					
				浸水等		停電		断水	
		最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
青森県		9	8	0	0	0	0	1	1
	おいらせ町（おいらせちょう）	1	0						
	むつ市（むつし）	2	2						
	八戸市（はちのへし）	3	3					1	1
	三沢市（みさわし）	2	2						
	階上町（はしかみちょう）	1	1						

（2）障害者関係施設の被害状況

青森県八戸市において、1施設に停電あり。当該施設において人的被害なく、既に解消済み（12/9）。

宮城県登米市において、1施設に建物被害あり。当該施設において人的被害なし（12/9）。

4 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局・薬剤師関係の被害状況

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（12/9）。

青森県医療薬務課より、薬局5件が被害を受けた旨の報告があった（うち営業不可 1件）（12/10）。

(2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者（日本赤十字社）に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（12/9）。

現時点で被害報告なし。

(3) 毒物劇物関係の被害状況

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（12/9）。

現時点で被害報告なし。

5 保健・衛生関係

(1) 被災者の健康管理

各都道府県等に対し、地震の影響による保健所等の被害情報の収集や保健所等に被害があった場合に厚生労働省へ連絡することを要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、十分な対策を行うよう依頼（12/9）。

・なお、被災道県等に保健所の被害状況を確認済み。現時点で被害は1施設において設備被害あり、保健所体制に影響なし。（12/9）

⇒問題ないことを確認済み（12/10）

(2) DHEAT の活動状況

全国 DHEAT 協議会について、連絡体制の確保を確認済み（12/8）

(3) 人工呼吸器使用者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（12/9）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（12/9）。

現時点で被害報告無し。

(4) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。

(12/8)

現時点で被害報告無し。

(5) 感染症対策

避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、必要に応じて国立健康危機管理研究機構等の専門家を派遣可能であることを周知。(12 / 9)

(6) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県宛に発出(12/9)。

※ 「【事務連絡】令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和7年12月9日付け関係課連名事務連絡)

(7) 関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、令和7年12月9日付で、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合には積極的に協力を行うことを文書で要請(12/9)。

6 労働基準関係

(1) 労働基準関係の業務運営について

各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示(12/9)。(事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について(令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害)」)

①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化

②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施

- ③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

(2) 労災病院等の被害状況について

独) 労働者健康安全機構が有する労災病院等の施設における被害報告なし。

(3) 専用ダイヤルの設置について

独) 労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応(12/9～)

(4) 労災病院での患者受け入れについて

むつ総合病院の病棟が被災したことによる八戸市民病院での患者受入により、八戸市民病院の患者の転院要請が近隣病院にあり、青森労災病院で2名受入。(12/10)

7 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(12/9 青森県、岩手県)。
- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡(12/9)。
- また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出(12/9)。

(2) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

- 要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知(12/9)。

8 医療保険関係

- 被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(12/9)。
- ※「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害の被災者に係るマイ

ナ保険証又は資格確認書等の提示等について」(令和7年12月9日付け保険局医療課事務連絡)を送付(12/9)。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(令和7年12月9日付け保険局保険課事務連絡)を送付(12/9)

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)等の取扱いについて」の再周知について」(令和7年12月9日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を送付(12/9)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」

(令和7年12月9日付け保険局高齢者医療課事務連絡)を送付(12/9)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施(12/9)。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(12/9)。

※「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(令和7年12月9日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡)を送付(12/9)。

9 労働関係

(1) 職業安定関係

○雇用保険関係

- ・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示（12/9）。（事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

(2) 勤労者生活関係

○勤労者退職金共済機構

- ・被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（12/9）
- ・被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（12/9）

○労働金庫（ろうきん）

- ・通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施等について、労働金庫のホームページにて周知（東北労働金庫（12/9））

10 障害者支援関係

1. 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（12/9 青森県、岩手県）
2. 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について
特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について、都道府県等に要請（12/9）

1 1 年金関係

- 市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう周知について通知を発出するとともに、日本年金機構に対しても指示（12／9）
- 日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出。（12／9）
- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務における元金及び利息の返済猶予及び返済期間の延長と、返済猶予期間中の利率の軽減について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページより周知。（12/9）

1 2 消費生活協同組合関係

- 国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を発出（12/9）。

以上